

5 月 N E W S

1. 税制情報

今回は、令和 3 年度税制改正のうち所得拡大促進税制（法人課税）の改正点のお知らせを致します。

改正前の適用要件は、継続雇用者給与等支給額をベースに判定していましたが、改正後は、雇用者給与等支給額をベースに判定します。継続雇用者（当期・前期の各月全てに給与等の支給を受けた一定の国内雇用者）の抽出が不要となったことによる事務負担の軽減のほか、適用要件のハードルが下がったことになります。

改正前			改正後				
要件	① 継続雇用者給与等支給額（※3）が前年度から1.5%以上増加		① 雇用者給与等支給額（※1）が前年度から1.5%以上増加				
	② 雇用者給与等支給額が前年度を上回ること						
税額控除額	上乗せなし	雇用者給与等支給額の対前年度増加額 ×15%	上乗せなし	雇用者給与等支給額の対前年度増加額(※2) ×15%			
	上乗せあり	雇用者給与等支給額の対前年度増加額 ×25%	上乗せあり	雇用者給与等支給額の対前年度増加額(※2) ×25%			
		要件		① 継続雇用者給与等支給額（※3）が前年度から2.5%以上増加	要件	① 雇用者給与等支給額（※1）が前年度から2.5%以上増加	
				A・Bのいずれかを満たすこと		A・Bのいずれかを満たすこと	
		② A 当期教育訓練費 ≥ 前期教育訓練費 ×110%		② A 当期教育訓練費 ≥ 前期教育訓練費 ×110%			
		B 経営力向上の証明がされたこと		B 経営力向上の証明がされたこと			
控除限度額（上限） 法人税額 ×20%			控除限度額（上限） 法人税額 ×20%				

（※1）雇用調整助成金等の額は控除しません。

（※2）雇用調整助成金等の額は控除します。

（※3）国内雇用者のうち前年度からすべての月で給与等の支給がある一定の者（継続雇用者）のその支給額をいいます。

【適用時期】 令和 3 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日までに開始する各事業年度について適用されます。

雇用者給与等支給額は、単純に適用事業年度と前年の給与総額（役員及び特殊関係使用人を除き、国内事業所に勤務する雇用者の給与総額）の比較となります。

また、上記※１にありますように要件の雇用者給与等支給額からは雇用調整助成金の額は控除しませんが、上記※２の税額控除額を計算するときには雇用調整助成金を控除することになりますので、ご注意ください。

今回の税制改正など疑問に思ったことや分からない部分をご質問いただければ幸いです。

２．５月の主な税務

５月の申告や提出の主なものは以下の通りです。

提出期限等	内容
５月１０日	４月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
５月３１日	３月決算法人の確定申告
５月３１日	３月、６月、９月、１２月の決算法人・個人事業者の３月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告
５月３１日	法人・個人事業者の１月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告
５月３１日	９月決算法人の中間申告
５月３１日	消費税の年税額が４００万円超の６月、９月、１２月決算法人の３月ごとの中間申告
５月３１日	消費税の年税額が４,８００万円超の２月、３月決算法人を除く法人・個人事業者の１月ごとの中間申告

３．スタッフの一言

新型コロナウイルスの感染拡大が収まらない状況で皆様の生活にも支障が出ている事と存じます。このような状況ではありますが、くれぐれもご無理などなさないようご自愛ください。

担当 高野